

## 公告

東三河創業支援ポータルサイトに係る受託業者選定にあたり、公募型プロポーザルを実施するので次のとおり公告する。

令和7年7月24日

東三河広域連合長 長坂 尚登

### 1 委託業務の概要

#### (1) 業務名

東三河創業支援ポータルサイト構築業務委託

#### (2) 業務内容

東三河創業支援ポータルサイト構築業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）の  
とおり

#### (3) 業務期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

### 2 プロポーザル参加資格

#### (1) 参加資格に関する事項

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当  
する者でないこと。

イ 豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町及び豊根村（以下  
「構成市町村」という。）のいずれかにおいて入札参加資格を有し、業務種目308  
コンピューターサービス、03Web ページ作成に登録されている者。

ウ 構成市町村の入札参加資格において、申請内容及び提出書類の記載事項に虚偽  
がないこと。

エ 構成市町村のいずれかにおいて、物品の製造・販売、物品の買受け及び役務の  
提供等に係る指名停止の措置を受けていないこと。

オ 令和２年度以降に地方公共団体においてホームページ等のサイト構築の受注実績があること。

カ 起業創業またはスタートアップ支援に携わった実績があるなど、起業創業またはスタートアップの分野に対する見識及び知見を有している者。

## (２) 提案価格の上限金額

構築委託料の上限を 957,000 円（税込）、保守運用委託料（３ヶ月分）の上限を 148,500 円（税込）とし、提案価格の上限は、1,105,500 円（税込）とする。

## ３ 評価の方法及び契約候補者の選定

提出された提案書等について、評価委員会において以下のように評価を実施し、最も優れている提案者を契約候補者として特定し、契約締結に向けた手続を行う。

### (１) 第一次評価（書面審査）

提案者が多数の場合は、第二次評価対象者を第一次評価の評価点上位５者程度とする。提案者が５者以下の場合には、第二次評価予定日に書面審査とプレゼンテーション及びヒアリングを行う。

### (２) 第二次評価（プレゼンテーション、ヒアリング）

令和７年９月１２日（金）を予定

時間、場所及び留意事項等については令和７年９月８日（月）までに別途通知する。

## ４ 仕様書等の交付期間及び方法

### (１) 交付期間

令和７年７月２４日（木）～令和７年８月６日（水）

下記７の提出先に記載の担当課での交付は、土・日曜日を除く平日の午前８時３０分～午後５時１５分とする。

### (２) 交付方法

下記７の提出先に記載の担当課で交付する。なお、現在の東三河広域連合ホームページ (<https://www.east-mikawa.jp>) においてダウンロードすることができる。

## ５ 提案書等の提出期限、提出方法及び提出先

### (１) 参加意向申出書等の提出

東三河創業支援ポータルサイト構築業務委託プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）のとおり

提出期限 令和7年8月6日（水）午後5時必着

提出方法 1部を持参又は郵送（書留郵便又は宅配便）

提出先 下記7の提出先に記載の担当課

## （2）提案書の提出等

実施要領のとおり

提出期限 令和7年8月20日（水）午後5時必着

提出方法 10部を持参又は郵送（書留郵便又は宅配便）

提出先 下記7の提出先に記載の担当課

## 6 注意事項

（1）提案書等の作成等提案に関して必要となる一切の費用は、提案者の負担とする。

（2）提出された提案書等は返却しない。

（3）次に該当する提案は、無効とする。

ア．本公告に示した提案資格を有しない者の提案

イ．提案書等に虚偽の記載をした者の提案

ウ．提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した提案

エ．見積金額が契約上限額を超える提案

オ．評価の公平性に影響を与える行為をした者の提案

## 7 提出先

〒440-0806

愛知県豊橋市八町通二丁目16番地 豊橋市職員会館4階

東三河広域連合総務部総務課

電話番号：0532-35-6006

FAX番号：0532-56-1555

電子メールアドレス：somu@union.higashimikawa.lg.jp

担当者：高橋